

7 条例、規則など

1 北海道立総合博物館条例

平成26年10月14日条例第91号

改正 平成28年3月31日条例第37号〔第1次改正〕

平成31年3月15日条例第17号〔第2次改正〕

令和2年3月31日条例第23号〔第3次改正〕

第1章 設置及び管理

(設置)

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館(以下「総合博物館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

(総合博物館に置く施設)

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館(以下「本館」という。)
- (2) 北海道開拓の村(以下「開拓の村」という。)
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館(以下「ふれあい交流館」という。)

(事業)

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料(以下「本館資料」という。)に関する専門的な調査研究を行うこと。 ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。 エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。 オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものを行うこれらの催しに協力すること。 カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。 キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。 ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。
2 開拓の村	ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。 イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものを行うこれらの催しに協力すること。 ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。
3 ふれあい交流館	ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料(以下「交流館資料」という。)に関する調査研究を行うこと。 ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。 エ 自然に関する情報提供を行うこと。 オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものを行うこれらの催しに協力すること。

2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 総合博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務(利用日及び利用時間)

第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用(別表第2に掲げる場合に限る。)をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 北海道百年記念塔前駐車場
- (2) 北海道開拓の村前駐車場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。
- (2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(開拓の村建物等の使用の承認等)

第12条 開拓の村建物等(開拓の村の建物(管理棟のホール、ピジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。)及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等(以下「展示建造物等」

- という。)並びに入口広場をいう。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。
- 3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。
(特別観覧等の承認)
- 第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写(以下「特別観覧」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。
- 2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写(以下これらを「特別利用」という。)を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
(特別観覧等の方法等)
- 第14条 特別観覧は、職員の手指示に従って行わなければならない。
- 2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 特別利用は、指定管理者の手指示に従って行わなければならない。
- 4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。
(模写品等の刊行等の承認)
- 第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。
(資料の貸出しの承認)
- 第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。
- 2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。
(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。
(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。
(指定管理者の手指示等)
- 第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。
(知事による管理)
- 第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。
- 2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで(第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。
(規則への委任)
- 第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。
第2章 北海道立総合博物館協議会
(設置)
- 第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(所掌事項)
- 第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。
- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べる

ことができる。

(組織)

別表第1(第7条関係)

区分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで(月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2(第8条、第11条関係)

1 本館に展示する資料を観覧する場合

(1) 常設展示を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき280円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,010円	1人につき860円

(2) 特別展示(本館が開催する特別展示に限る。(3)において同じ。)を観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき280円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1,010円	1人につき860円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	700円	1人につき510円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1,830円	1人につき1,440円

2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合

1回につき 280円

3 本館の特別展示室を利用する場合

1日につき 72,210円

4 開拓の村に入場する場合

区分	利用料金の上限額		
	個人	10人以上の団体	
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,170円	1人につき1,060円
	冬期	1,060円	1人につき990円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	夏期	1,600円	1人につき1,310円
	冬期	1,310円	1人につき1,060円

5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区分	利用料金の上限額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき250円
2 15歳以上の者	1人1回につき550円

6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき250円
乗用車	1回1日につき100円
自動二輪車(原動機付き自転車を含む。)	1回1日につき50円

備考

- 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。
- 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。
一部改正〔平成28年条例37号、平成31年条例17号・令和2年23号〕

2 北海道立総合博物館管理規則

平成26年10月14日規則第72号

改正 平成28年3月31日規則第40号

改正 令和3年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立総合博物館条例(平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館(以下「総合博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料(以下「本館資料」という。)、同表に規定する交流館資料(以下「交流館資料」という。))若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等(以下「展示建造物等」という。))を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

第4条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(利用料金の還付の基準)

第5条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。))の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 条例第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。))の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めるとき。

(2) 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。

(3) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。

(4) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者については、利用料金(条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限り。)を免除することができることとする。

ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定することもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者

ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者(10人以上で利用する場合に限る。)

エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者

カ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科

を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者

コ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者

サ 65歳以上の者

シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認める者

(2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。

ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。

イ その他知事が必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。(施設設備等の変更の禁止)

第7条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属設備又は同項に規定する開拓の村建物等(以下「施設設備等」という。)の利用又は使用に際し、施設設備等特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条(条例第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。(特別観覧の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧(以下「特別観覧」という。)の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。(特別観覧等の時間)

第10条 特別観覧及び特別利用(条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。)を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。(模写品等の刊行等の承認)

第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。(本館資料の貸出しの承認)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。

(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長

(2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館の長

(3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館の長

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

の長

(5) その他知事が適当と認める者

4 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

(本館資料等の貸出期間)

第13条 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間(以下「貸出期間」という。)は、60日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。(本館資料等の滅失等の届出等)

第14条 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。(利用に供しない本館資料)

第15条 知事は、個人若しくは法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適当な情報(以下「個人の秘密等の情報」という。)が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの(以下「条件付き寄贈資料」という。)については、特別観覧その他の利用(以下「特別観覧等」という。)に供しないものとする。

2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。(本館資料の利用の制限)

第16条 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。(知事による管理)

第17条 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則(平成6年北海道規則第66号)

(2) 北海道立開拓記念館管理規則(昭和46年北海道規則第27号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項(第1号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則(附則第5項において「旧施行規則」という。)第10条、第

11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長（附則第5項において「所長」という。）がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。

4 この規則の施行前に附則第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則（以下「旧管理規則」という。）第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別記第1号様式

（第4条関係）

別記第2号様式

（第9条関係）

別記第3号様式

（第9条関係）

別記第4号様式

（第11条関係）

別記第5号様式

（第11条関係）

別記第6号様式

（第12条関係）

別記第7号様式

（第12条関係）

文書様式（北海道立総合博物館管理規則に定める様式）

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日						
北海道知事 様						
主たる事務所の所在地 指定管理者の名称 代表者の氏名						
利用料金承認申請書 北海道立総合博物館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第11条第3項の規定により、申請します。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">利用料金の額（円）</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用料金の額（円）	備 考			
区 分	利用料金の額（円）	備 考				
（日本産業規格 A 4）						

別記第2号様式（第9条関係）

年 月 日											
北海道知事 様											
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号											
特別観覧承認申請書 次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第1項の規定により、申請します。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">資料品名</th> <th style="width: 20%;">点 数</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	資料品名	点 数	備 考								
資料品名	点 数	備 考									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">観 覧 日</td> <td style="width: 90%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>観覧方法</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>観覧目的</td> <td> </td> </tr> </table>	観 覧 日	年 月 日	観覧方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table>						観覧目的	
観 覧 日	年 月 日										
観覧方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table>										
観覧目的											
（日本産業規格 A 4）											

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日											
(申請者) 様											
北海道知事 国											
特別観覧承認書 年 月 日申請の北海道博物館資料の特別観覧を次のとおり承認します。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">資料品名</th> <th style="width: 20%;">点 数</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	資料品名	点 数	備 考								
資料品名	点 数	備 考									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">観 覧 日</td> <td style="width: 90%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>観覧方法</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>観覧目的</td> <td> </td> </tr> </table>	観 覧 日	年 月 日	観覧方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table>						観覧目的	
観 覧 日	年 月 日										
観覧方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"> </td> </tr> </table>										
観覧目的											
注意 1 北海道立総合博物館条例及び北海道立総合博物館管理規則の規定を遵守すること。 2 北海道博物館資料、施設、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。											
（日本産業規格 A 4）											

別記第4号様式（第11条関係） その1

年 月 日														
北海道知事 様														
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号														
模写品等刊行等承認申請書 次のとおり（北海道博物館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料）の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">使 用 目 的</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>資 料 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>作 品 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>製 作 数</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>価 額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> </td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> </table> 有料 円 無料 </td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 年 月 日</td> <td> 年 月 日 </td> </tr> </table>	使 用 目 的		資 料 名		作 品 名		製 作 数		価 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> </td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> </table> 有料 円 無料			製 作 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 目 的														
資 料 名														
作 品 名														
製 作 数														
価 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> </td> <td style="width: 50%;"> </td> </tr> </table> 有料 円 無料													
製 作 予 定 年 月 日	年 月 日													
（日本産業規格 A 4）														

別記第4号様式(第11条関係) その2

その2

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
電話番号

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり(北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。

使用目的	
建物等の名称	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

(日本産業規格 A 4)

別記第5号様式(第11条関係)

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 閣下

模写品等刊行等承認書

年 月 日申請の模写品等の(刊行 複製 使用)を次のとおり承認します。

使用目的	
資料名又は 建物等の名称	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

注意

- 1 上記の使用目的以外に使用しないこと。
- 2 使用に際しては、北海道立総合博物館所有の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。

(日本産業規格 A 4)

別記第6号様式(第12条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者 機 関 名
所 在 地
代表者名

資料貸出承認申請書

次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第1項の規定により、申請します。

使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目 及び数量	

(日本産業規格 A 4)

別記第7号様式(第12条関係)

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 閣下

資料貸出承認書

年 月 日申請の北海道博物館資料の貸出しについて、次のとおり承認します。

使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目 及び数量	

注意 貸出しを受けた資料を上記の使用目的以外の目的に供し、又は上記の使用場所以外の場所で利用してはならないこと。

(日本産業規格 A 4)